　第３８号議案

　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　職員の退職手当に関する条例（昭和３２年品川区条例第２号）の一部を次のように改正する。

」

　第４条第１項第１号中「。）」の次に「または職員の死亡の当時においてパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方であつた者」を加える。

　第１１条第４項中「要しなかつた期間」の次に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加える。

　第１３条第８項第２号中「。）」を「。第５号において同じ。）またはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第５号中「者　」の次に「その者およびその者により生計を維持されている同居の親族またはパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した」を加える。

第１７条から第１９条までおよび第２１条第４項中「禁」を「禁錮」に改める。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）退職手当の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱うほか、在職期間の算定方法等を改める必要がある。